

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例等に関する法律第一条第一項の特例選舉期日を定める政令の一部を改正する政令 参照条文

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例等に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日は、次の表の上欄に掲げる種類の選挙であつて同表の中欄に掲げる区域において行われるものについて、それぞれ同表の下欄に定める日とする。

種類	区域	特例選挙期日
市町村の議会の議員又は長の選挙	福島県のうち 南会津郡のうち檜枝岐村 茨城県のうち 水戸市	平成二十三年五月二十九日
岩手県のうち 九戸郡のうち洋野町	福島県のうち 伊達郡のうち国見町	平成二十三年六月十九日
岩手県のうち 下閉伊郡のうち普代村	福島県のうち 耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗代町 河沼郡のうち会津坂下町及	平成二十三年六月二十六日

び柳津町 大沼郡のうち昭和村	平成二十三年七月十日
福島県のうち 白河市	平成二十三年七月三十一日
二戸市 岩手郡のうち零石町及 び滝沢村	
宮城県のうち 白石市	
福島県のうち 福島市	
福島県のうち 福島市	
福島県のうち 会津若松市	
岩手県のうち 盛岡市	平成二十三年八月七日
宮城県のうち 柴田郡のうち村田町	平成二十三年八月二十八日
福島県のうち 西白河郡のうち西郷村	
福島県のうち 郡山市 須賀川市 岩瀬郡のう ち鏡石町	平成二十三年九月四日

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）抄

（選挙期日の特例等）

第一条 指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四項において同じ。）の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。

2 指定市町村及び指定県のうち、統一地方選特例法第一条第四項の規定により同条第一項に規定する選挙の期日においてその議会の議員又は長の選挙を行うこととされるものの当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期が満了することとなる日が平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にあるとき又は任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由がこれららの規定の適用を受けることとなつた日から第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該議会の議員又は長の選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

4 特例市町村（第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に

行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び特例県（特例市町村の区域を包括する県であつて第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定県でないものをいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

5 特例市町村又は特例県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

6 第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

7 第一項若しくは第四項の規定による指定又は特例選挙期日を定める政令の立案に当たつては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

8 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べるに当たつては、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。